

「滝野地域小中一貫校建設工事」について

1 再入札時に除外した工事の実施について

実施設計完了時点から第1回入札（不落）時点までの物価上昇金額（4.7億円）について、やむを得ず最小限の減額設計を行うため、第2回入札において、以下の工事を設計書から除外しました。

- (1) 小グラウンド整備工事（遊具・植栽工事含む）：1.5億円
- (2) 中学校校舎長寿命化改修工事（技術棟改修も含む）：1.7億円
- (3) 屋外工事（広場人工芝、部室棟、仮設駐輪場、テニスコート）：1.5億円

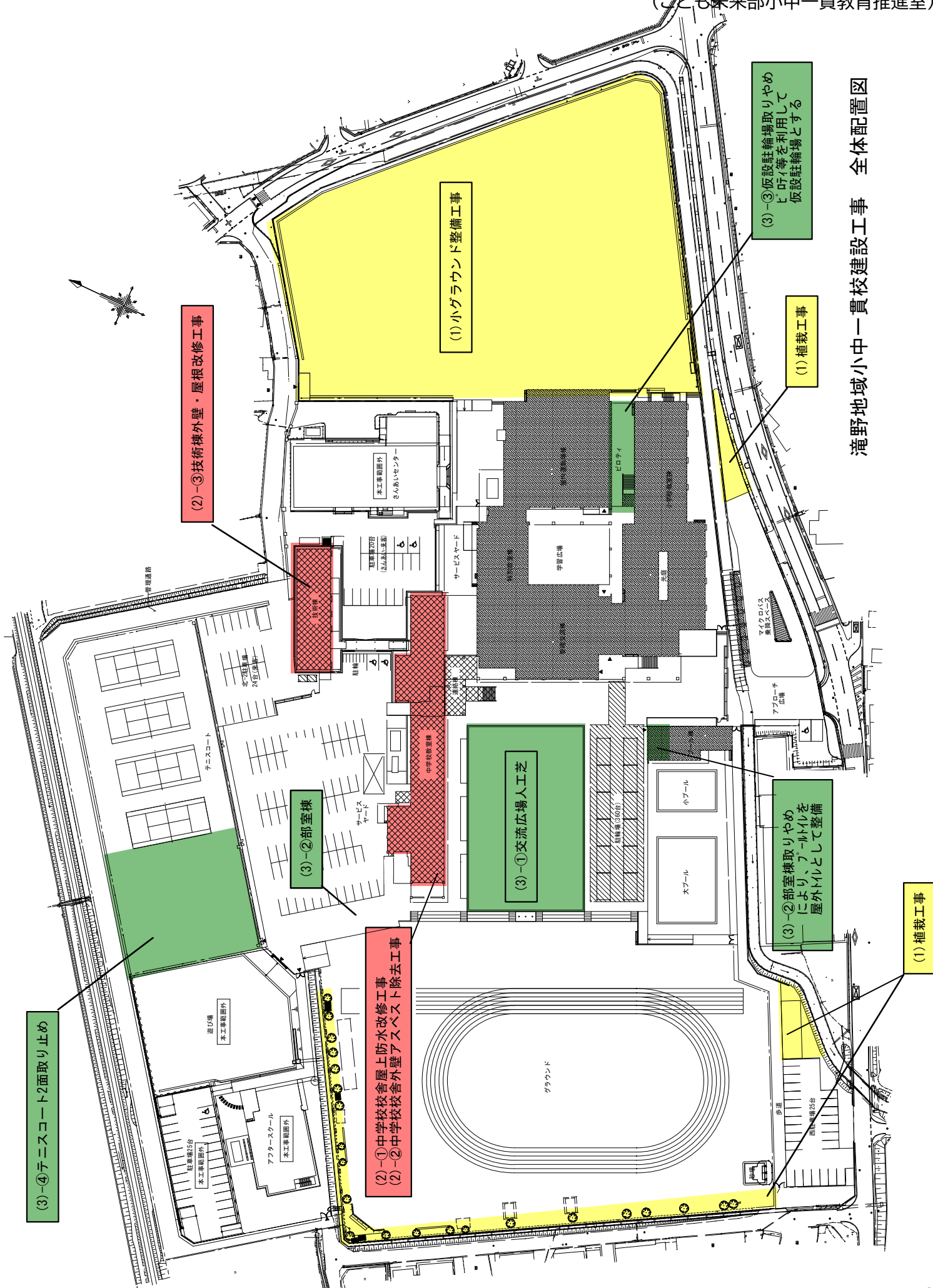
除外した工事について、次のとおり実施します。

工事内容 (整備方針の理由)		発注方法・時期	概算額(億円)	
			当初設計	実施
(1)	小グラウンド整備工事(植栽含む)	別発注(R10.3～R10.10予定)	1.5	1.8(20%増)
(2)	中学校校舎長寿命化改修工事			
	① 中学校校舎屋上防水改修工事 (現時点で使用に支障がないため後年実施とする。)	別発注(R13年度予定)	0.3	0.38(25%増)
	② 中学校校舎外壁アスベスト除去工事 (封じ込めで対応する。)	別発注(R40年度(築80年解体時)予定)	1.3	未定
	③ 技術棟外壁・屋根改修工事 (現時点で使用に支障がないため後年実施とする。)	別発注(R14年度予定)	0.1	0.13(30%増)
(3)	屋外工事			
	① 交流広場人工芝 (コスト縮減及び熱対策のため真砂土に変更して整備。)	本工事で対応(変更契約)	0.4	0.07(82.5%減)
	② 部室棟 (部活動地域展開により不要となったため、整備を取りやめてプレハブ物置(再利用含む)に変更。屋外トイレはプールトイレを利用。)	本工事で対応(変更契約)	0.8	0.09(88.75%減)
	③ 仮設駐輪場 (取りやめて新校舎のビロティを利用する。)	整備取りやめ	0.05	0
	④ テニスコート(残り2面) (部活動地域展開により不要となったため、駐車場用地として利用。)	本工事で対応(変更契約) 現状のまま利用(砕石敷き) フェンス及び水路のみ整備	0.25	0.02(92%減)
合 計			4.7	2.49(アスベスト除去除く)

(1)小グラウンド整備工事については、監理者や工事業者と調整・検討をした結果、現在施工中の滝野地域小中一貫校建設工事との同時施工は難しいと判断し、令和10年4月開校後に工事を実施します。2学期中のグラウンド完成を目指し、1学期の学校活動については学校と調整を行います。

(2)中学校校舎長寿命化改修工事については、建物使用に支障がないこと、また、①②については交付金（長寿命化改修）の要件であったが不採択となり、今回の工事に含める必要がなくなったため、工期も鑑みて開校後に順次実施します。

(3)屋外工事は、内容を精査して本工事の中で実施します。



2 インフレスライドによる変更契約について

「令和7年度加東市滝野地域小中一貫校建設工事」の工事請負業者から、インフレスライドによる工事請負金額の変更請求がありました。

契約済みの工事請負契約書第26条第6項に、スライドによる請負金額変更のうち「インフレスライドに係る内容」が規定されており、工事請負業者から請求があった場合は、両方で協議を行う必要があります。

【建設工事請負契約書第26条第6項】

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

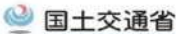
両者協議の結果、次の理由によりインフレスライドによる変更契約を適用します。

- (1) 中東情勢に係る資材不足が原因で、工事の材料発注に著しく大きな影響を与えている。インフレスライドの取扱いに関する「天災不可抗力条項：公共工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）及び加東市工事請負契約書第30条」のうち、社会的事変（戦争、内乱、テロ、パンデミック等）に該当する。
- (2) 国土交通省からの通達文書『「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和8年2月17日国会公契第14号ほか）」において、令和8年4月以降の労務単価の上昇に伴い、それ以前に契約している工事の契約額についてインフレスライドの適用を促している。
- (3) 上記(2)の通達文書を受け、兵庫県内における複数の自治体がインフレスライド条項を適用することをホームページで周知している。

【ホームページでインフレスライド条項を周知している主な県内自治体】

兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、南あわじ市、宝塚市（水道のみ）、洲本市 等

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて



価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対 応する措置	急激な価格水準の変動に対応する 措置
請負額変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資 材、労務単価等
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負 担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、 建設業者の経営上最小限度必要な 利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の 考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除 いた工期内全ての特定資材が対象 のため、再スライドの必要がない)	可能

1

国土交通省ホームページ

「各種スライド条項(全体スライド、単品スライド、インフレスライド)について」より抜粋

インフレスライドによる変更契約額を試算します。

下の表は、一般財団法人建設物価調査会のホームページで公表されている建築費指数資料の大阪における鉄筋コンクリート(学校)に係る工事原価の指数を表しています。2015年を基準の100とし、それから工事費の変化を指数で表しています。

工事の設計単価採用月である令和7年7月から、基準日の令和8年4月までの指数上昇率は5.1%となります。

都市別指数 Index by cities (大阪)

2015年=100
C.Y.2015=100

16 建物種類 Building type		学校 School RC			
指数種類 Kind of Index 年月 Year Month	工事原価 Construction cost	純工事費 Net work cost	建築 Building construction	設備 Installation	
2025年	1月	138.1	139.4	143.2	130.2
	2月	138.2	139.5	143.1	130.8
	3月	139.0	140.2	143.6	132.0
	4月	139.1	140.3	143.7	131.9
	5月	139.0	140.2	143.6	131.6
	6月	140.5	141.6	145.3	132.7
	7月	140.5	141.8	145.5	132.6
	8月	140.8	142.0	145.7	132.9
	9月	142.1	143.4	147.2	133.9
	10月	142.3	143.5	147.4	134.0
	11月	142.6	143.8	147.4	135.0
	12月	144.1	145.3	149.4	135.3
2026年	1月	144.7	146.0	149.5	137.3
	2月	144.9	146.2	149.6	137.9
	3月	145.3	146.5	149.7	138.6
	4月	147.7	149.0	153.1	139.0
	5月	P 148.2	P 149.6	P 153.6	P 139.7
	6月	P 149.9	P 151.4	P 155.7	P 140.7

$147.7 \div 140.5 = 105.12455 \dots$
約5.1%の上昇率

全体工事費 7,700,000,000 円 (契約額) × 残工事率 92.8% (令和 8 年 4 月 1 日時点)

× 変動率 (指数上昇率 5.1% - 受注者負担率 1%) ÷ 293,000,000 円

約 2 億 9,300 万円をインフレスライド分の増額として見込みます。